

心当たりのない修繕や金銭の請求等には十分注意しましょう

- 道営住宅の指定管理者を名乗る者が入居されている方のお宅を訪問し、修繕を行ったかのようによそおい、高額な代金を請求する詐欺事件が発生しています。
- 心当たりのない修繕や金銭の請求があった場合は、最寄りの指定管理者又は振興局までご連絡ください。